

◎東日本大震災に対処するための特別

の財政援助及び助成に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二十三年七月二十九日法律第八七号)

一、提案理由

(平成二十三年七月二〇日・衆議院災害対策特別委員会)

○平野国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大地震と大津波により、東日本の広範な地域に甚大な住宅被害をもたらしました。

これに対処するため、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊した世帯等に対して被災者生活再建支援金が支給されているところですが、その被害の甚大

さにかんがみれば、被災者生活再建支援金の支給総額はこれまでに例のない規模となるが見込まれ、追加の資金の手当てが必要となります。

このため、国としても、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災した世帯の生活の再建を確実に支援していく必要があります。

このような趣旨から、本法案は、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引き上げる特例を定めております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二十三年七月二〇日)

○吉田おさむ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引

き上げる特例を定めようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、国の補助率の特例に関する規定は、平成二十三年三月十一日から適用することとしております。

本案は、昨十九日本委員会に付託され、本日、平野防犯担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二十三年七月二十五日)

○松下新平君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、被災者生活再建支援制度の対象の拡

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

大、国の負担率の増加の必要性、支援金の支給に必要となる財源の確保についての見直し、大規模災害に備えた被災者生活再建支援制度の抜本的見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。